



件名: FW: PCB含有安定器所有者調査の未回答者に対する督促訪問への御協力について  
添付ファイル: 07(静岡県電気工事工業組合)依頼文.pdf

静岡県電気工事工業組合 御中

いつもお世話になっております。  
静岡県廃棄物リサイクル課の三枝です。

日ごろから本県のPCB廃棄物行政に御理解、御協力いただき、感謝申し上げます。  
さて、PCB含有安定器について、その処理期限が間近に迫っていることから、  
静岡県では昨年7月から10月までPCB含有安定器所有者調査実施したところですが、

回答期限を過ぎても調査票の提出をしない者（以下「未回答者」という）が見受けられます。  
こうしたことから、この未回答者に対し、以下もとおり、直接自宅を訪問し、督促をする  
（以下「督促訪問」という）ことと致しましたので、御承知をいただくとともに、  
会員及び顧客等への周知の御協力をお願いいたします。

□-----□  
静岡県 暮らし・環境部 環境局  
廃棄物リサイクル課 井上、三枝  
電話：054-221-2424  
FAX：054-221-3553  
Eメール：[hai@pref.shizuoka.lg.jp](mailto:hai@pref.shizuoka.lg.jp)  
□-----□

静岡県電気工事工業組合 理事長 様

静岡県くらし・環境部長

PCB含有安定器所有者調査の未回答者に対する  
督促訪問への御協力について（依頼）

日頃から本県のPCB（ポリ塩化ビフェニル）廃棄物処理の推進に御協力いただき、お礼を申し上げます。

平成 30 年 7 月 23 日付け環廃第 259 号（PCB含有安定器所有者調査への御協力について（依頼））で依頼したとおり、県では、PCBを含有した安定器の所有状況を把握するため、昨年 7 月から 10 月まで所有者調査を実施したところですが、回答期限を過ぎても調査票の提出をしない者（以下「未回答者」という）が見受けられます。

こうしたことから、この未回答者に対し、下記のとおり、直接自宅を訪問し、督促をする（以下「督促訪問」という）ことと致しましたので、御承知をいただくようお願いいたします。

また、本件について、貴団体会員や顧客へ周知していただくとともに、顧客等から本件に関する問合せや照明器具の確認作業の依頼がありましたら、別紙により御対応いただく等、本調査への御協力をお願いいたします。

記

1 督促訪問の概要

(1) 対象者

昨年 7 月から 10 月まで県が実施した PCB 含有安定器所有者調査における未回答者（約 17,000 件）のうち、6 市 5 町の未回答者（約 2,500 件）。

(2) 実施市町及び受託業者（単位：件）

市町	件数	受託者
西伊豆町	351	(株)ゼンリン
伊東市	242	シルバー人材センター
函南町	165	(株)ゼンリン
小山町	46	(株)ゼンリン
御殿場市	199	(株)ゼンリン
裾野市	251	(株)ゼンリン
長泉町	154	シルバー人材センター
三島市	289	シルバー人材センター
伊豆の国市	274	(株)ゼンリン
吉田町	161	(株)ゼンリン
掛川市	419	シルバー人材センター
計	2,551	

(3) 実施方法

県が委託した事業者の訪問調査員が対象者宅を訪問して、回答の督促又は聴き取り（照明器具の設置／保管状況、使用中照明器具のP C B含有の有無等）を実施

(4) 督促訪問の実施時期（予定）

平成31年2月4日（月）から3月22日（金）まで

（備考）残る15市7町の未回答者（約14,000件）についての督促訪問は、来年度に実施する予定

2 本件に係る問合せ先

静岡県廃棄物リサイクル課（受付時間 平日9：00～17：00）

電話番号 054-221-2424

3 その他

詳細は県ホームページをご覧ください。

アドレス

(<https://www.pref.shizuoka.jp/kankyoku/ka-040/pcb/pcbtyousa.html>)

担当：廃棄物リサイクル課

産業廃棄物班 井上・三枝

電話：054-221-2424

依頼事項

(1) PCB含有安定器所有者調査への回答の必要性について

対象者より、PCB含有安定器所有者調査への回答の必要性についての問合せがありましたら、以下の旨をお伝えください。

取り外したものの、使用中のものを問わず、PCBを含有した安定器を所有している者は、PCB特別措置法により2021年3月末までの処分が義務付けられています。

本調査はその所有の有無を把握するための重要な調査であり、法定処理期限を超えてもPCB廃棄物を所持していた場合は、法律に基づく行政処分などの不利益が想定されますので、本調査の趣旨をご理解いただき、早急にご回答をさせていただきますようお願いいたします。

(2) PCB所有者調査を装った不審な業者の出没について

昨年10月、県と同時期に所有者調査を実施した静岡市において不審な業者が出没し、勝手に「委託業者」の名をかたって調査費用をだましとろうとする事案が発生しました。

実際の被害は確認されておらず、県及び静岡市が注意喚起を行った結果、その後と同様の事案は発生していませんが、対象者から不審な業者に関する通報がありましたら、その内容を県廃棄物リサイクル課へご連絡いただくとともに、以下の旨をお伝えください。

県が委託した事業者の訪問調査員は、「静岡県」と記載された腕章を着用し、県が作成した身分証明書を携帯しています。

なお、今回の督促訪問において、訪問調査員が次のようなことをすることは、絶対にありません。

- ・調査料や処分料等の名目で金銭を要求すること。
- ・対象者に無断でお宅の中に上がりこんだり、照明器具を調査したりすること。(同意のもと、ラベルや銘板の確認など、簡単な調査を行う場合はあります。)
- ・所有者調査への回答をしないことにより罰則が適用される等、脅迫まがいの行為をすること。

不審な業者による訪問や電話があった場合は、警察署やお近くの交番、県廃棄物リサイクル課へご連絡ください。